



第 31 回黒潮町議会 12 月定例会会議録

平成 26 年 12 月 11 日 開会

平成 26 年 12 月 18 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 11 日	木	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
12 月 12 日	金	休 会	委員会
12 月 13 日	土	休 会	休 会
12 月 14 日	日	休 会	休 会
12 月 15 日	月	休 会	委員会
12 月 16 日	火	本会議	一般質問
12 月 17 日	水	本会議	一般質問
12 月 18 日	木	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 89 号

平成 26 年 12 月第 31 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 12 月 4 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

1 期	日	平成 26 年 12 月 11 日
2 場	所	黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂

平成26年12月11日(木曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番		3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番		8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	矢野昭三
16番	小永正裕				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

12番 宮川徳光

15番 矢野昭三

議事日程第1号

平成26年12月11日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第50号から議案第62号まで
(提案理由の説明・質疑・委員会付託・委員会)

●町長から提出された議案

- 議案第 50 号 黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 51 号 黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
議案第 52 号 黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について
議案第 53 号 黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について
議案第 54 号 平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 55 号 平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 56 号 平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 57 号 平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 58 号 平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 59 号 平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
議案第 60 号 平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について
議案第 61 号 平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について
議案第 62 号 平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 44 号 横田めぐみさん拉致事件に関する陳情について
陳情第 45 号 自らの癌体験を癌患者が自由に語れる行政の場を求め陳情しますについて
陳情第 46 号 地方自治法第 99 条の規定に基づく議会意見書採択のお願いについて
(2015 年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書について)
陳情第 47 号 中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情について
陳情第 48 号 JA グループの自己改革の実現に向けた要請について

議 事 の 経 過

平成 26 年 12 月 11 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

ただ今から、平成 26 年 12 月第 31 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

初めに、報告第 126 号から第 128 号までが監査委員から提出されました。

議席に配付しておりますので、ご確認願います。

次に、本日までに受理しました陳情書等は議席に配付しております文書表のとおりです。陳情第 44 号を総務常任委員会に、陳情第 45 号から第 47 号までを教育厚生常任委員会に、陳情第 48 号を産業建設常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては全員協議会で配付しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、平成 26 年 12 月黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用のところ全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本議会におきましても真摯（しんし）な答弁に努めてまいりたいと思います。適切にご決定をいただきますよう、よろしくお願い致します。

それでは、9 月定例議会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、こうち・くろしお太陽光発電株式会社の太陽光発電事業についてでございます。

今年、黒潮町、高知県、福留開発株式会社が出資して設立致しました、こうち・くろしお太陽光発電株式会社のこうち・くろしお太陽光発電所が完成し、売電を開始しましたので報告させていただきます。

太陽光発電所は、黒潮町入野字長池奥谷 4820 番地 2 ほかの町有地 7,200 平米を利用し、建設工事費約 1 億 8,700 万円で完成を致しました。

5 月 26 日に起工式を行い、太陽光パネル 2,296 枚を設置して、最大出力 500 キロワット、年間発電量は一般家庭約 186 世帯分に相当する、年間約 67 万キロワットアワーを発電する太陽光発電所が完成を致しました。そして 10 月 20 日に売電を開始させていただきました。

売電量は、10 月 20 日から 11 月 3 日までの最初の 15 日間は 2 万 5,077 キロワットアワーで、計画に対し約 107 パーセントの売電となっております。

また、この間の売電額は 97 万 4,993 円となっており、発電事業としての上々の滑り出しと考えております。

次に、株式会社黒潮町缶詰製作所について報告させていただきます。

これまで本町では、新産業の創造に向け産学官連携のプロジェクトチームを立ち上げ、防災の町としての認知度を生かした防災関連産業を進め、もしものときに日常を取り戻せる食品である缶詰づくりに挑戦してまいりました。

2014年3月11日に株式会社黒潮町缶詰製作所を設立し、4月から操業を開始したところでございます。現在は、試作品の研究開発と併せて、本格的な製造に向けスタッフの技術と知識の習得を目的とした人材育成を進めている状況でございます。

誕生間もない工場ではありますが、スタッフの鋭意努力によりまして、現在ではオリジナル商品4商品を町内2カ所の道の駅で販売しているところでございます。

さて、これまで皆さまには商談を進めていることはお知らせさせていただきましたものの、詳しい報告ができず、こんにちに至っております。先般、相手方であり株式会社良品計画様がプレスリリースを行いましたので、その報告をさせていただきます。

当町と協力して商品開発を行うこととなった、無印良品を展開する良品計画様は、普段使いできる物をいざというときの防災用品として役立てる、いつものもしもという提案を以前より行っております。備えは日常の中にあることが大切であり、それらを使いこなせてこそ本当の防災力になるとの考えの下、ローリングストックとしていつも家庭や地域に常備でき、かつ、日常のおいしさを表現するために缶詰に注目し、来年4月上旬より黒潮町缶詰製作所が製造した4つの商品を発売することになりました。

現在、国内約380店舗で販売を検討してございまして、製作所スタッフ一同、衛生管理ならびに製造量向上に向け、さらに気を引き締め業務に取り組んでいるところでございます。

以上、報告させていただきます。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、12番、宮川徳光君、15番、矢野昭三君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日より8日間に決定致しました。

日程第3、議案第50号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、議案第62号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、12月定例議会へ提案させていただきます議案につきまして説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第50号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、議案第62号、平成26年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてまでの13議案でございます。

す。

内訳は、条例の制定が3件、条例の一部改正が1件、補正予算が9件となっております。

まず、議案第50号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金を39万円から40万4,000円に引き上げるために条例改正を行うものでございます。

次に、議案第51号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の改正は、子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い児童福祉法が改正されたことから、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を国が定める基準を踏まえて条例で定める必要があることから、新たに条例制定をするものでございます。

次に、議案第52号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の改正は、子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえて条例で定める必要があることから、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を条例で定めるものでございます。

次に、議案第53号、黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について説明させていただきます。

子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い、施設型給付費等の子どものための教育・保育給付の支給認定を行う際の要件として、保育の必要性の認定に関する基準を定めるものとして新たな条例を制定するものでございます。

次に、議案第54号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億5,786万1,000円を追加し、歳入歳出総額を111億6,792万4,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、歳出では、先般の臨時議会でご承認をいただきました、人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整、および災害対応などによる時間外手当の追加補正と、2款総務費では、大規模災害時にFM放送局を開設する臨時災害放送局整備工事に1,000万。光ケーブルテレビの放送局を3局から4局とする、区域外再放送設備の整備工事費650万円。庁舎建設用地とともに購入する防災広場の道路分などを同時購入することで、地権者の二度手間となる負担を軽減するための用地取得費2,263万1,000円。

3款民生費では、障がい者自立支援事業について、25年度の国庫負担金および県補助金の清算による返還金592万5,000円。保育所の臨時職員の賃金2,000万円。

6款農林水産業費では、台風19号により被災したハウスなどの農業用施設の復旧に対応する、被災農業者向け経営体育成支援事業補助1,315万円。

7款商工費では、缶詰製作所の一時的な資金調達のための産業推進貸付金1,000万円などを追加補正させていただきます。

一方、これに対する歳入は、14款国庫支出金および15款県支出金において、先ほど歳出で申し上げました、農業用施設の復旧に対応する被災農業者向け経営体育成支援事業補助1,315万円に100パーセント対応する国庫補助金など、それぞれの事業に対する補助金を見込んでいます。

18 款繰入金は、財政調整基金と、臨時災害放送局整備に充当予定の施設等整備基金で調整をさせていただいております。

20 款諸収入では、農業公社の貸付金 300 万円の減額は、農業公社の経営が黒字運営で順調であり、外部からの一時的な資金調達が必要なくなったために減額をするものでございます。

併せて、年度内に収入となる産業推進貸付金 1,000 万円は歳出と同額計上し、また、保育所広域入所の人数増による見込み 604 万 3,000 円を増額致しております。

なお、収支不足額につきましては、財政調整基金の繰り入れによって調整をさせていただいております。

次に、議案第 55 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてから、議案第 56 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算、ならびに議案第 57 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算、議案第 58 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算、議案第 59 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第 60 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、議案第 61 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算、ならびに議案第 62 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての 8 特別会計につきましては、人事院勧告による職員の給与改定に伴う調整と、災害対応および職員の異動による人件費の補正をするものとなっており、うち、議案第 56 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算については、医療費の増に伴う保険給付費の増額、平成 25 年度療養給付費等負担金等の額が確定したことによる返還金の補正と、議案第 61 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算につきましては、道路改修等の公共事業の実施に伴う光ケーブル移設に伴う保守費用の増加による補正も含まれております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、慎重にご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、議会最終日には監査委員の人事案件と、一般会計補正予算第 5 号の提案を予定しております。併せてご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

おはようございます。

私から、議案第 50 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は 2 ページからになります。

改正理由は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成 26 年 11 月 19 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることによる改正です。

それでは改正内容を説明致します。3 ページをご覧ください。

改正内容は、出産費用の動向等を勘案して出産育児一時金を 39 万円から 40 万 4,000 円に引き上げ、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、経過措置を定めるものです。

条文について新旧対照表で説明を致します。参考資料の 1 ページをお開きください。

改正箇所は下線を引いている所になります。出産育児一時金を 39 万円から 40 万 4,000 円に引き上げますが、ただし書きで健康保険法施行令第 36 条の規定を勘案し、必要であると認めるときは規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとするとしています。

黒潮町国民健康保険規則第 23 条第 1 項で現在は 3 万円を加算するとしていますが、規則も同じ施行日で改正し、加算する額を 1 万 6,000 円と致します。

この加算額の減額理由は、加算する費用としています産科医療保障制度における掛金が3万から1万6,000円に引き下げられることとなったことによるものです。このため、出産育児一時金の加算額を含めた総額は現在の42万円と変わらないことになります。

以上で議案第50号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは私の方から、議案第51号から議案第53号までの補足説明を行います。

議案第51号の補足説明の前に、議案第51号から第53号まで、関連する部分を説明させていただきます。

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量の拡大、確保および地域の子ども・子育て支援事業の充実を目的として、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て新制度における施設や事業の設備および運営の基準を市町村が条例で定めることとされ、法の施行が平成27年4月に予定されていることから、今議会において議案第51号から第53号までの3つの条例について提案をするものです。

まず、議案第51号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について補足説明を行います。議案書は4ページにあり、条例案につきましては5ページから22ページに掲載されております。附則を除き49条まである、大変長い条例案となっております。

この条例案につきましては、子ども・子育て新制度で関連する法律が施行され、家庭的保育事業等を市町村による認可事業とすることを児童福祉法に位置付けられたため、条例として認可基準を定めるものとするものです。

5ページの条例案の目次をご覧ください。

この家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の各種保育事業であり、子どもの成長を支援しながら、地域における多様なニーズにきめ細かく対応でき、さまざまな場所で展開され、質が確保された保育を提供する事業です。

これにより、待機児童の多い都市部では待機児童対策に、また、保育の数の減少傾向が見られる地域では地域における保育の確保に、それぞれ寄与することが期待されております。

この条例案の概要としましては、第1条から第22条までが総則となっており、各事業の共通する事項を定めております。

次に、家庭的保育事業について、第23条から第27条までで設備の基準や職員、保育時間、保育の内容などの基準を定めております。

なお、この家庭的保育事業とは、家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を行う事業です。

同様に、少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下で行う保育事業である小規模保育事業につきましては、第28条から第37条までで設備の基準や職員などの基準を定めております。

なお、この小規模保育事業につきましては、規模等に応じA型からC型まで分かれており、それぞれ分けて規定しております。

次に、障がい、疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者宅で対面で行う保育事業である居宅訪問型保育事業について、その設備および備品や職員などについて、第38条から第42条までで定めております。

最後に、事業所の保育施設などで従業員の子ども等を保育する事業所内保育事業につきましても、第 43 条から第 49 条までにおいて利用定員の設定や設備の基準などを定めております。

これらの基準により、多様な施設や保育事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとなっております。

なお、条例案の制定につきましては、国において従うべき基準、参酌すべき基準が定められており、この条例案につきましては、これら基準に基づき条例案を策定しております。

また、黒潮町におきましては、この条例に該当する家庭的保育事業等は現在のところありませんが、将来、多様な場所で展開される質の確保された保育を提供するための認可基準として、今回、条例で定めるものです。

以上で、議案第 51 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 52 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について補足説明を行います。

この条例案につきましても、子ども・子育て関連 3 法の施行が平成 27 年 4 月に予定されていることから、保育所や幼稚園などの施設や家庭的保育事業等の地域型保育事業を行う事業者が、子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するための基準を条例として定めるものです。議案書は 23 ページにあり、条例案につきましては 24 ページから 43 ページに掲載されております。

議案第 51 号の条例案と同様に、この条例案につきましても附則を除き 53 条までである、大変長い条例案となっております。

この条例案は、保育所や幼稚園などの特定教育・保育施設や、先の議案第 51 号の家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業を行う事業者が、学校教育法や児童福祉法などに基づく認可を受けていることのほか、子ども・子育て支援法により市町村が条例で定める運営に関する基準を満たすことが給付の条件となるもので、給付を受ける対象として適切な運営を行っているかを確認するための基準となるものです。

24 ページの目次をご覧ください。

条例案の概要としましては、第 1 条から第 4 条までが第 1 章総則となっており、趣旨や一般原則、暴力団の排除などを定めております。

次に、第 2 章特定教育・保育施設の運営に関する基準につきましては、保育所や幼稚園、認定子ども園などの特定教育・保育施設の運営に関する基準を、第 5 条から第 37 条までで定めております。

第 5 条では、保育所や幼稚園などの利用定員を定め、第 2 節運営に関する基準、および第 3 節特例施設型給付費に関する基準につきましては、内容および手続の説明および同意に関することや、小学校との連携、運営規程、虐待等の禁止、秘密保持や苦情解決などについて規定しており、事業者が良質かつ適切な内容および水準の保育事業等が提供されているかどうかの確認基準として定めております。

同様に、第 3 章特定地域型保育事業者の運営に関する基準につきましては、家庭的保育事業、小規模型保育事業などの特定地域型保育事業の運営に関する基準を、第 38 条から第 53 条までで定めております。

第 2 節運営に関する基準、および第 3 節特例地域型保育給付費に関する基準につきましては、内容および手続の説明および同意に関することや連携に関すること、利用者負担額等の受領、運営規程、記録の整備などが定められており、虐待等の禁止や秘密保持、苦情解決などにつきましては、第 51 条で第 2 章の特定教育・保育施設で定めた基準を準用することとしております。

第 2 章の特定教育・保育施設の運営に関する基準と同様に、事業者が良質かつ適切な内容および水準の保育事業が提供され、新制度における給付を受けるための確認基準として定めております。

なお、この条例案につきましても議案第 51 号と同様に、国において従うべき基準等が定められており、この基準に基づいた条例案となっております。

以上で、議案第 52 号の補足説明を終わります。

最後に、議案第 53 号、黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定について補足説明を行います。

議案第 51 号および 52 号と同様に、子ども・子育て関連 3 法の施行に合わせ、就学前の子どもの保育の必要性の認定を行う必要があることから、基準を条例で定めるものです。

議案書は 44 ページにあり、条例案につきましては 45 ページから 46 ページに掲載されておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

これまで、保育所入所の際、市町村において保育に欠ける事由の認定が必要でした。新制度では、幼稚園、保育所等の施設の利用を希望する保護者に利用のための認定を受けていただき、児童の年齢や保護者の状況に応じて 3 つに区分されることとなります。

保護者が保育所等の施設の利用を希望する場合は、保護者は市町村に対して保育の必要性の認定に係る申請を行い、それを受けた市町村では客観的基準に基づき、保育の必要があるか、保育時間はどれくらい必要かなどの保育の必要性を認定することとなります。

それでは、条例案に沿って説明致します。

まず、45 ページの条例案第 3 条の認定区分をご覧ください。

認定区分の基準は、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項各号において定められており、この条項に規定するところによるとしております。

子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項では、3 歳以上で小学校就学前の子どもか、また、家庭において必要な保育を受けることが困難である者のうち、3 歳以上の子どもか、3 歳未満子どもかで区分され、3 つの認定区分が規定されております。

次に、第 4 条認定基準の第 2 項におきまして、家庭において必要な保育を受けることが困難である事由について規定し、同条第 4 項において優先順位を定めております。

また、第 5 条におきましては保育必要量の認定、第 6 条では認定期間を規定しております。

この条例につきましても、新制度による保育を利用するため、あらかじめ保育の必要性の認定を受けなければならないとされており、認定の要件や優先理由の事由などを定める条例案となっております。この条例案につきましても、国の基準に準じた条例案としております。

以上で、議案第 53 号の補足説明を終わります。

議案第 51 号から 53 号まで、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

おはようございます。

それでは私の方から、議案第 54 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。

まず、1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 4 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 5,786 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 111 億 6,792 万 4,000 円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費を計上をしておるところでございます。

今回の補正予算は、台風などにより被災したハウスなどの農業用施設の復旧に対応する、被災農業者向け経営体育成支援事業などの追加とともに、先日の臨時議会でご承認をいただきました人事院勧告による職員の給与改定に伴う調整と、災害対応、および職員の異動による人件費の補正を行っているところでございます。

詳細につきまして、まず歳出の事項別明細書から説明を致します。16ページをお開きください。

主な事業につきましてご説明致します。

まず、2款総務費につきましては、1項総務管理費の1目一般管理費の2節給料から4節共済費までの補正は、人事院勧告による給与改定に伴うものですが、3節職員手当、一般職時間外手当、一般分1,000万の増額がございます。これにつきましては、6月豪雨、たびたびの台風の到来などの災害対応によるものとなっております。

次に、17ページに移りまして、2目人事管理費の4節共済費の730万円につきましては、臨時職員の公務災害、雇用保険などの負担金について追加計上をしております。

次に、18ページにいきまして、11目情報化推進費、15節工事請負費の臨時災害放送局整備工事1,000万円は、大規模災害時に臨時的にFM放送局を開設し、災害情報を提供する可搬型送信機等を導入設置する工事となっております。

そして、区域外再放送設備整備工事費650万円は、光ケーブルテレビの放送局を3局から4局へとするための工事の補正となっております。

続きまして19ページ。

13目庁舎建設費は、17節公有財産購入費2,263万1,000円は、庁舎建設用地と防災広場等の道路分などの用地の地権者の方が同じ方がおられますので、その手続き上の負担を軽減する目的で、同時に土地を購入するため追加計上するものとなっております。

なお、防災広場分につきましては、面積確定後に都市防災事業へ振り替えることと致しております。

22節補償補填及び賠償金1,500万円の減額は、移転補償費の算出が終了したことにより減額をするものがございます。

続きまして21ページ。

4項選挙費440万1,000円は、4目黒潮町議会議員選挙および8目高知県議会議員選挙に対応するものとなっております。

次に、23ページ。

3款民生費は、1目社会福祉総務費から5目人権対策総務費までは、人件費の補正となっております。

24ページ。

町民館運営費は、15節工事請負費327万3,000円の増額となっております。雨もりに対応するもので、現在行っております耐震補強工事に合わせて行う方が効率的であるため、今回補正計上をしたものとなっております。

7目障がい者自立支援費、22節（資料では23節）償還金利子及び割引料592万5,000円は、それぞれの事業の25年度の国庫負担金および県補助金の清算による返還金を計上しております。

25ページに移りまして、3項児童福祉費は、3目児童福祉施設費、7節賃金におきまして、保育所の臨時職員分2,000万円を追加計上をしておるところでございます。

これは例年のことでありますが、児童数による変動もあることを想定し当初予算時に相当額を抑えて計上

していたものを、今回、人数の見込み等により追加補正をしたものとなっております。

6 款農林水産業費は主に人件費の調整となっておりますが、28 ページ、3 目農業振興費、19 節負担金補助及び交付金 1,752 万 1,000 円の増は、台風などの暴風雨および豪雨により被害を受けた農業用施設などの復旧を支援するための被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金 1,315 万円の計上と、レンタルハウス整備事業補助金 437 万 1,000 円は、木質バイオマスボイラーの追加によるものとなっております。

21 節貸付金 300 万円の減額は、農業公社の黒字運営で順調でありまして、外部からの一時的な資金調達が必要なくなったために減額するものとなっております。

3 項水産業費に移りまして、29 ページ、2 目水産業振興費、19 節負担金補助及び交付金の種子島周辺対策事業補助金 192 万 5,000 円は、海水殺菌装置の自給式ポンプの整備を行うものとなっております。

沿岸漁業者設備投資促進事業補助金 100 万円は、操業の効率化を図るための漁業用ソナーを整備する漁協に対する補助となっております。

30 ページになります。

7 款商工費、4 目産業推進費、21 節貸付金 1,000 万円は、缶詰製作所の一時的な資金調達のための産業推進貸付金で、年度内に諸収入として同額を歳入として受け入れる純計となっております。

次に 31 ページ。

8 款土木費は、主に人件費の調整によるものとなっております。

32 ページ。

5 項都市計画費、2 目都市環境整備事業費の 15 節工事請負費と、18 節備品購入費は、災害復旧費の資材として消防自動車の購入を補助対象として計画をおりましたが、補助対象外となったため本年度は見送り、集会所、消防屯所などを整備する防災活動拠点施設工事に組み換えを行うものでございます。

あと、9 款消防費および 10 款教育費、11 款災害復旧費につきましては、人件費の補正が主なものとなっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13 ページの歳入事項別明細書へお戻りください。

まず、14 款国庫支出金および 15 款県支出金におきましては、先ほど歳出で申しました、農業用施設の復旧に対応する被災農業者向け経営体育成支援事業補助 1,315 万円に 100 パーセント対応する国庫補助金など、説明欄にございますそれぞれの事業に対する補助金を見込んでおるところでございます。

次に 14 ページ。

18 款繰入金 of 財政調整基金繰入金 1 億 882 万円は、収支の調整を行うものでございます。

施設等整備基金繰入金 1,000 万円は、臨時災害放送局整備に充当を予定しておるところでございます。

20 款諸収入は、年度内収入となります農業公社の貸付金 300 万円の減額と、産業推進貸付金 1,000 万円の歳出と同額を計上をしておるところでございます。

また、保育所広域入所の 604 万 3,000 円の増額は、児童の人数増によるものとなっております。

次に、第 2 表繰越明許費についてでございます。9 ページをご覧ください。

9 款消防費、南海地震対策事業 6 億 4,700 万円の繰り越しとなっております。これは、佐賀地区避難タワー整備工事が主なものとなっております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして、議案第 55 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書はサーモンピンクのものでございます。

1 ページをお開きください。

この予算は、職員人件費の事務処理の効率化を図るため、水道事業会計の人件費を除く職員人件費を一元管理しているものでございまして、今回の補正予算の歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ 4,443 万 7,000 円を増額致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 9,551 万 2,000 円とするものでございます。

補正の主な理由は、人事院勧告による職員の給与改定に伴うもの、および本年は台風の来襲が多くございまして、職員による土日、夜間の警戒配備のための時間外が例年以上に多くなりまして、追加の補正を行なうものでございます。

予算書の 7 ページに歳入歳出事項別明細書の歳出に係る各節の金額を、そして、8 ページからは給与費の明細書で補正の詳細を明記していますので、ご確認をお願い致します。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

続きまして、私から議案第 56 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書は黄色の予算書となります。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、総額に歳入歳出それぞれ 7,752 万 2,000 円を増額し、歳入歳出それぞれ 22 億 5,221 万円とするものです。

主な内容は、人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整、医療費の増額に伴う保険給付費の増額、平成 25 年度療養給付費等負担金などの額が確定したことによる返還金となっています。

それでは詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。9 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費の 2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費は、人事院勧告による職員の給与改定に伴うもの、および 10 月人事異動による人件費を調整したものでございます。

3 節職員手当のうち時間外勤務手当は、今後予測される業務に対して不足額を見込んだものでございます。

13 節委託料は、5 項の事業報告システムを制度改正に対応したものにするためにシステム改修を行うものです。

2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 5,400 万円は、医療費が伸びておりますので、11 月までの支出状況から年間額を推計して不足額を計上しております。

10 ページをお開きください。

2 項 1 目、一般被保険者高額療養費 1,000 万円も、同じく医療費が伸びておりますので、11 月までの支出状況から年間額を推計して不足額を計上しております。

11 款 1 項 5 目、国庫返還金 1,150 万 6,000 円および 6 目県返還金 23 万 5,000 円は、平成 25 年度に概算で交付を受けていた負担金および補助金が確定したことにより精算するための返還金でございます。

7 目社会保険診療報酬支払基金返還金 10 万 3,000 円は、前期高齢者交付金修正報告に伴う平成 23 年度分の返還金です。

次に、歳入について説明を致します。8ページにお戻りいただきご覧ください。

3款1項1目、療養給付費等負担金2,048万円は、歳出で補正します療養給付費および高額療養費の負担割合による国庫負担額を見込んだものです。

2項1目、財政調整交付金5,536万4,000円は、収支不足額の調整を行っております。

9款1項1目、一般会計繰入金167万8,000円は、歳出の人件費および委託料と同額を繰り入れるものです。

以上で、議案第56号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

失礼致します。

私からは、議案第57号、平成26年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。ピンク色の表紙の予算書となります。

まず、1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加し、予算の総額を7,306万6,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、議案第55号でも説明しておりますけれども、人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整となっております。

それでは、詳細につきましては歳入歳出の事項別明細書でご説明を致します。

まず、歳出から説明させていただきます。7ページをお開きください。

歳出の1款1項1目、一般管理費を9万1,000円増額しております。その内訳につきましては、2節一般職給料を1万6,000円増額、3節職員手当を総額で6万1,000円増額、4節共済費につきましても1万4,000円増額しております。これらはすべて、人事院勧告による職員の給与改定に伴うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をさせていただきます。お戻りいただき6ページをご覧ください。

歳入の5款3項1目の一般会計繰入金につきましては、人件費の増額分を一般会計から繰り入れるもので、歳出と同額の9万1,000円を増額致しまして、歳入歳出予算の総額を7,306万6,000円に調整をしたものでございます。

以上で、議案第57号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは議案第58号、平成26年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書はオレンジ色の表紙のものとなります。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ119万2,000円を追加し、総額をそれぞれ17億6,189万2,000円とするものです。

補正の主な理由は、人事異動による調整と、人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整となっております。

まず、歳出から説明させていただきます。9ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の 1 項 1 目、一般管理費の 2 節給料から 4 節共済費までは、人事異動による調整と人事院勧告による職員の給与改定に伴うもので、71 万 1,000 円の補正を行っております。

また、3 款地域支援事業費、2 項 1 目、介護予防ケアマネジメント事業費の 2 節給与から 4 節共済費につきましては、人事院勧告による職員の給与改定と時間外手当の調整より、48 万 1,000 円の補正を行っております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページをご覧ください。

7 款繰入金、1 項 4 目、その他一般会計繰入金は、人件費の増額分を一般会計から 119 万 2,000 円の補正を行っております。

以上で補足説明を終わります。

続きまして、議案第 59 号、平成 26 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

黄土色の予算書の 1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 13 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 1,449 万 6,000 円とするものです。

補正の主な理由は、人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整となっております。

歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費の 2 節給料から 4 節共済費は、人事院勧告による職員の給与改定に伴うものですが、3 節職員手当のうち時間外手当につきましては、これまでの実績を基に調整を行っております。

続きまして、歳入を説明致します。予算書 6 ページにお戻りください。

2 款繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は、人件費増額分を一般会計から 13 万 6,000 円を補正計上しております。

以上で補足説明を終わります。議案第 58 号とともに、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

続きまして、私から議案第 60 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。水色の予算書となります。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、総額に歳入歳出それぞれ 11 万 1,000 円を増額し、歳入歳出それぞれ 1 億 9,155 万 9,000 円とするものです。

主な内容は、人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整となっております。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。7 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費の 2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費の主なものは、人事院勧告による職員の給与改定に伴うものです。

次に、歳入について説明を致します。お戻りいただき 6 ページをご覧ください。

4 款 1 項 1 目、事務費繰入金 11 万 1,000 円は、人件費増額分を一般会計から繰り入れるもので同額を補正しております。

以上で、議案第 60 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、私の方から議案第 61 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。この色の若草色の予算書となります。

まず、1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 475 万 2,000 円を追加し、総額をそれぞれ 1 億 7,112 万円とするものでございます。

補正の主な内容は、人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整と、公共事業の実施に伴う光ケーブル移設による保守費用の増加によるものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず歳出から説明を致します。7 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費の 2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費は、人事院勧告による職員の給与改定に伴うものでございます。

1 款 1 項 2 目、財産管理費の 12 節保守料（役務費）459 万円の補正は、一般国道 56 号大方改良、県道改良、および町道改良や、避難道整備等の公共事業による黒潮町光ネットワークの光ケーブル移設に伴う保守料の補正でございます。

次に、歳入について説明を致します。お戻りいただき 6 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、人件費増額分を一般会計から繰り入れるもので、歳出と同額の 16 万 2,000 円を補正しております。

3 款 1 項 1 目、雑入は、平成 26 年 4 月から 10 月までの公共事業等実施に伴う負担金として歳入調整された金額 267 万 2,537 円に、今年度中に見込まれる公共事業等の実施に伴う負担金の歳入見込み額を合算して、歳出と同額の 459 万円を補正しております。

以上で、平成 26 年度黒潮町情報センターのセンター事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは議案第 62 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 55 ページになります。また、予算書はあさぎ色の表紙でございます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴い、職員の給与に関する条例の改正により人件費の調整を行ったことによる補正をするものでございます。

それでは 1 ページをお開きください。

第 3 条予算において、上水道事業費用の営業費用、人件費分としまして 91 万 1,000 円を補正しています。内容につきましては、補正予算事項別明細書によりご説明を致します。11 ページをお開きください。

6 目総係費にて、職員の給料 6 万 7,000 円、手当 79 万 5,000 円、および法定福利費 4 万 9,000 円をそれぞれ補正をしています。

なお、明細につきましては 12 ページ以降に記載をしています。

恐れ入りますが、3 ページにお戻りください。

ここからは財務諸表になります。3 ページには、1 年間の現金の動きを表しましたキャッシュフロー計算書を記載していますので、ご確認をお願い致します。

4 ページから 10 ページにかけては、企業の一定期間におけます経営成績を表しました予定損益計算書、および期末時点におけます財政状態を表しました予定貸借対照表を添付していますので、ご確認をお願い致します。

なお、7 ページの右下の資産合計額と 10 ページの右下の負債資本合計額は、いずれも 33 億 731 万 5,072 円と合致していますので、バランスが取れているということになります。

以上、補足説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 50 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。教育厚生委員会でございます。

小松君。

1 番（小松孝年君）

ちょっと聞き逃したところがありましたので、もう一回説明お願いしたいと思いますが。

出産育児一時金のその加算額の部分で、何か 3 万円が 1 万 6,000 円になって、合計は同じになるというふうな感じの説明だったと思いますが、ちょっとそのへん聞き逃したのもう一回説明をお願い致します。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

そしたら、ご質問のありました加算額の説明をさせていただきます。

加算額は産科医療補償制度というもので、医療機関の方が保険に入っておりますので、その保険金が今まで 3 万円やったところがですね、1 万 6,000 円に減額されるようになっております。

で、その差額の 1 万 4,000 円はですね、出産育児一時金の方に加算しまして 40 万 4,000 円に引き上げ。トータルで 42 万円はおんなじようにするというものでございます。

議長（小永正裕君）

よろしいですか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

そしたら、この新旧対照表の所の 3 万円とは関係ない金額ながですかね、そこは。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

新旧対照表に定めております 3 万円は、上限額を定めておりますので、その 3 万円の範囲内で規則で定めることになっておりますので、その規則で 1 万 6,000 円とすることにしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 51 号の質疑を終わります。

次に、議案第 52 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 52 号の質疑を終わります。

次に、議案第 53 号、黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例の制定についての質疑はありませんか。
藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

すいません、少し教えてください。

従前とあんまり変わらんかなとは思いますが、これの第 4 条第 2 項の所に理由というか事由がありま
すけども、その中に 1 号で就労という所がございます。

従前、一般質問でもちらっと話しましたが、土曜とか日曜とかの部分とかですね、それから延長保育
とかいう部分、就労の形態が最近是非常に変ってきておりましたが、保護者の就労形態も変わって
おりますが、それにはこの付近は柔軟に対応できるような仕組みになっておられるのでしょうか。

議長 (小永正裕君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

質問にお答えします。

従来の保育の実施基準におきますその就労に関する部分につきましては、昼間に居宅外で就労をすること
を常態としていることというふうに書かれてましたが、今回の新基準では就労としか書かれてないところ
です。

で、延長保育等の対応につきましては、その条例案の第 4 条第 3 項に保育標準時間として一日 11 時間まで
と、第 2 号で保育短時間として一日 8 時間までというふうに記載されておりますが、ここが延長保育等にか
んする部分となります。

ご質問があった土日の保育等につきましては、現在、規定もされてません。まだ詳細について国の方から
通知等も来ておりませんので、そのへんはもう少し時間がかかろうと思います。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 53 号の質疑を終わります。

次の議案第 54 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

これは総務に付託されます。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち 2 款の質疑はありませんか。

総務でございます。

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

16 ページの総務費、一般管理費の職員手当の時間外手当の分ですが、1,000 万組まれておると思うんですが。

前にちらっと質問したこともあったんですが、まあ災害等で非常に職員苦勞されておると思っています。一番その月当たりのですね、多い時間外やられた方はどれぐらい人数おられるのか。何時間が一番最高なのか。

というのは、100 時間を超えますと今度、前回のときに委託をされるという産業医の関係いうがもございますので。時間外を組むことは大いに結構ですし、職員は働いていただくというのは大変ご苦勞なことなんですけども、そういう付近のバランスはどんなに取られておるのかちょっと。この 1,000 万、結構大きい額ですので、どこか広島か何かでも何か問題になっておったようにですね、一人の方が多くの時間をやっていますと体の方にも影響を及ぼすと思っておりますので、一番多い時間、どれぐらいやっておられるんですかね。

議長 (小永正裕君)

副町長。

副町長 (松田春喜君)

お答えを致します。

災害等で使用した時間外につきまして個人で月等がずれておりまして、ちょっと今のところ集計最高額、最高で時間外を行った方の集計ができておりませんので、集計ができましたらまた委員会等でお示しできるかとは思っています。

そして、職員のメンタル面とかですね、生活というか就勞に対しましての対策ですけども。これにつきましては現在、療養士の方に来ていただきまして、月一回程度で相談業務をですね、午後といいますが夜 5 時以降にですね、本人の方がその方に連絡を取って相談をするというふうなメンタルヘルスの相談業務を 11 月から行っております。まず第 1 回目を 11 月に行いまして、それ以降、ひと月に 1 回とかいうことで、定例で行うという計画をメンタルヘルス的には行うということで対策を講じております。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

6 番 (宮地葉子さん)

18 ページですが、15 節の工事請負費、区域外再放送設備整備工事という所で 650 万挙がってますよね。これは、ケーブルテレビに第 4 局が入ると言いましたか。

ケーブルテレビはですね、まあ決している経営状態ではなくて赤字経営をやっています。その中でいろいろ

経費を削っていかなきゃならないんじゃないかなということ、私いつも一般質問してるんですけども、さらにこうしてバージョンアップをしてですね、650万追加する。お金さえあれば、それはこういうふうに住民サービスを増やしていくことは大事ですけども、今の状況から考えたら何か問題あるんじゃないかなと思うんですけども。

これを増やした理由はどういうところにあるんでしょうか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、今の宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

区域外放送につきましては、今、民放3局、黒潮町では見えてるわけでございますけれど、基幹放送事業計画の中で全国あまねく4局聞こえるようにするのが国の基本的な計画でございまして、それに合わせていく根本のものでございますけれど。

大きな理由としては、やはり今ご指摘ありましたように、この情報センターの事業を健全化するため、やはり加入率を上げなければならないと思っております。そのためにもこの4局目、愛媛テレビ朝日を放送ターゲットとしておりますけれど、このことを開局以来ですね、推進してきました。

実は、この今回補正しました同様の区域外放送の事業費につきましては、平成25年の12月にも同様に補正をさせていただきまして、何分相手がございます。放送事業者の許可をもらって放送をしなければならぬということがございまして、平成25年度にはその実現が至らず、決算で落とさせていただいたというふうな経過がございまして。現在、その放送局との交渉をしておるところでございますけれど、ほぼ現実的な、実現できるのではないだろうかというふうなレベルまで来ておりますので、26年度中の達成を目指して、再度この工事費をですね、補正予算として計上させていただきました。

ちなみに、昨年12月議会で補正で計上させていただきましたのは630万でございます。今回、650万と増えてますけれど、これは消費税の関係でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

前にもそのような説明ちらっと受けましたけども、国は3局じゃなくて4局ということ放送法で何か、これは基準だと言いましたが国が4局にしなきゃいけないと。4局にならなきゃ何か罰則なりですね、そういうものがあるのかどうかということと、まあ3局でも構わないというふうに国は言うのか。努力基準みたいなものなのかねえ、絶対4局しなきゃいけないと言ってるものなのか。

それとですね、やっぱり赤字経営ですので、その中でこれを増やしたということについてですね、赤字経営についてはどういうふう考えているのか。

もう一度お願いします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

失礼しました。では、宮地議員の再質問にお答えしたいと思いますけれど。

国の計画、正確にはですね、基幹放送普及計画と申します。この計画によって、国の方は全国あまねく民

放4局というふうに目指しておりますけれど。これは、これを特にしなかったからといってペナルティーがあるものではございません。

ただ町としては、やはり加入率を上げる最も有効な手段としてこの民放4局目、これを放送できるようにすることがですね、結果的に町のケーブルテレビの加入者を増やして、そして経営についても健全な方向に向かうというふうに思っておりますね、それが最大の加入促進の方法ではないかというふうに認識して進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳出のうち2款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで3款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳出のうち4款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち5款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳出のうち5款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち6款の質疑はありませんか。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

28ページですが、21節貸付金の300万円三角ですね。黒潮町農業公社貸付金300万円の三角ですけど。

ちょっと私、勉強不足でこのへんは分からないんですが、外部からの資金調達が必要がなかったというような説明があったと思うんですけども、これはもう少し詳しく説明いただけますかね。どういうことですかね、内容は。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

こちらの貸付金を当初で計上させていただきました理由につきましては、設立当初ということもございまして、経営収支を組む中で自分たちの収穫量の目標値を設定しておりました。その目標値は単収13.5トンということでございましたが、指導員ならびに従事者の努力もありまして、大きく上回る20トンというような結果になりまして、実は多額の内部留保が発生したということになってございます。

よって、本来の自分たちの目標値でありますと一時的な資金調達が想定されておりましたが、その資金ショートが回避できたということで。回避できた上に、なおかつ多額の内部留保ができたということで、本年度につきましては資金調達の必要がなくなったと判断しまして、今回、全額減額補正をさせていただくものでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

28 ページで農業振興費、節の 19 ですが、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金とありますけど、これはどのような内容の補助金ですかね。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは、明神議員のご質問にお答え致します。

これはですね、本年の 7 月 30 日から 8 月 25 日までの間の暴風雨および豪雨により、被害を受けた農産物の生産者に必要な施設の復旧の支援事業でございます。

台風によって被害を受けた農家さんの補助事業で、事業費に対して 3 割の補助をするようになっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

29 ページで水産業振興費、それで同じく 19 節ですが、種子島周辺対策事業補助金。

何かポンプとか何とか、ちょっと説明あったような気がするんですけど、これはどういう補助金ですかね。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

これは佐賀漁港の海水滅菌装置の海水をくみ上げるポンプが古くなったということで、平成 2 年に購入して 24 年が経過したもので、今回更新するものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳出のうち 6 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち 7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳出のうち7款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち8款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出のうち8款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち9款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出のうち9款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち10款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出のうち10款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち11款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出のうち11款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち12款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出のうち12款の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、第2表繰越明許費についての質疑はありませんか。

これは総務でございます。

宮地君。

6番(宮地葉子さん)

先ほどですね、繰越明許費は佐賀の避難タワーというふうに説明あったと思うんですけど。

確か、佐賀の避難タワー5億円というふうに聞いたように思うんですけども、そういうの、ほかのものがこれも含まれてるのか、佐賀の避難タワーの金額が私の認識不足だったのか。

ちょっとそのへんをお願いします。

議長(小永正裕君)

情報防災課長。

情報防災課長(松本敏郎君)

それでは、第2表に対する宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

6億4,700万、これはおっしゃるとおり、タワー関係は5億5,180万でございます。内訳と申しますのは、工事請負費として5億2,500万、それから設計等の委託費として1,080万、それから公有地の取得の費用として1,600万の、合計5億5,180万がタワーの繰越分でございます。

そのほかの事業につきましては、主に避難道。平成26年度にですね、完成できない避難道の分を繰り越さ

せていただいております、1月から3月の間に入札として、そして事業を次へ越すことができるような繰り越しの内容でございます。

議長（小永正裕君）

宮地君。

6番（宮地葉子さん）

その点はよく分かりました。

その避難道ですけど、大体何カ所ぐらい残ってて、細かくは要りませんが、こことここと、こういうの、大きいのが残ってるというのが見える面がありましたらお願いします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では再質問にお答えしたいと思います。

詳しい避難道の場所までちょっと手元に資料ないんですけど、避難道の分のタワーをのけた分が9,500万ぐらいでございますけれども、大体避難道路一本ぐらいあたりがですね1,000万ぐらいの設計になってますので、まあそれぐらいのものを今回繰り越しとして計上させていただいたというふうなことになろうかと思っております。

議長（小永正裕君）

ほかにありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

今のがですけど、できればですね、議長にもお願いしたいのですが。

これ、今すつと言うても分からない部分があるようですので、できれば資料として提供していただくように指示をしていただいたら非常に各議員も分かると思いますので、お願いできましたら。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

今日中に、資料として提出したいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第2表繰越明許費についての質疑を終わります。

これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号、平成26年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。総務でございます。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号、平成26年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありません

か。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号、平成26年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、平成26年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、平成26年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号、平成26年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

藤本君。

9番(藤本岩義君)

はい、すいません。

単純なことも分からんですが、ちょっと教えてください。

6ページの所にですね、繰入金の所。通常、一般会計繰入金といってから次に、まあ目のところで一般会計繰入金とかその他一般会計繰入金として今までの会計は全部表示されておったんですが、この部分だけ事務費繰入金ということで別枠になってますが、何か理由があるがですかね。

議長(小永正裕君)

住民課長。

住民課長(金子富太君)

高齢者医療保険事業の特別会計の予算の編成の仕方といいますか、そういうような標準的な中で、事業費の繰入金と事務費の繰入金というふうに二通りに分かれておまして、事務費繰入金ということで後期高齢者医療保険事業特別会計については処理するようにしております。

議長(小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号、平成26年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番 (明神照男君)

6 ページ、款が3で節が1になっちょうかね、雑入 459 万。それと、歳出の方にも同じ数字に保守料として。

これ関係しちよると思うがですけれど、その雑入の意味と、その保守料の意味をお願いします。

議長 (小永正裕君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

この雑入の内容のことですか。

(明神議員から何事か発言あり)

はい、分かりました。

この雑入、かなり大きい金額になっておるわけですが、これは先ほど説明でも少し申しましたが、国道、県道、町道、避難道とかいうふうなものが整備するときに、やはり電柱は移設しなければならない。そうすると、光ケーブルを移動しなければならない事業がたくさん、今、町内にございます。そういうことをすることによって、これは事業責任者、事業主体者にですね、その負担金を持っていただくというふうな仕組みで動いております。

現在、今年度の主な例を申しますと、町道としてはまちづくり課。そうですね、国道 56 号改良もありますけれど、国道 56 号の改良費、それから黒潮町万行町営住宅の改修工事とかもあります。

それから、多いのは県道ですね。県道大用大方線の防災安全交付金事業とか、さまざまな事業に伴って電柱を移設しております。そのときに、移設費についてはそれぞれの主体に持っていておるというふうなところで、4月から10月までのその負担金として調定された金額は13件でございまして、これが267万2,537円という調定された金額でございます。

これから、今後、今年度の3月までにこういうふうにやれるものを見込んで、やったものは合わせて459万というふうな金額になっております。

以上でございます。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番 (明神照男君)

いや、ほんで自分その雑入と、それからたまたま金額が一緒になっておるもので、その保守料ね、7 ページのね。その関係があるがかないかいう。

議長 (小永正裕君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

当初、雑入というのは千円予算で組んでおまして、この今回補正する459万というのは、まさしく7ページの出と同じものでございます。

同じ入に対して、その入の工事を行うと。保守ですけど、行うということでございます。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、平成 26 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 62 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。

総務常任委員会には、議案第 54 号のうち、歳入全部、歳出のうち、2 款、9 款および 12 款。第 2 表繰越明許費。議案第 55 号および議案第 61 号。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 54 号のうち、歳出のうち 5 款から 8 款まで、および 11 款。議案第 62 号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 50 号から議案第 53 号まで。議案第 54 号のうち、歳出のうち 3 款、4 款および 10 款。議案第 56 号から議案第 60 号までを。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10 時 40 分